# 北海道公報

発行　北海道
編集　総務部
　　行政局
　　文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385


目　　次　　ページ


規　　則

○行政手続における押印等の見直しに伴う北海道規則の整備に関する規則
……（改革推進課）　1


## 規　　則

行政手続における押印等の見直しに伴う北海道規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和４年３月31日

北海道知事　鈴　木　直　道

**北海道規則第30号**

行政手続における押印等の見直しに伴う北海道規則の整備に関する規則

目次


第１章　総務部関係（第１条－第３条）
第２章　総合政策部関係（第４条）
第３章　環境生活部関係（第５条）
第４章　保健福祉部関係（第６条－第17条）
第５章　農政部関係（第18条－第21条）
第６章　水産林務部関係（第22条・第23条）
第７章　建設部関係（第24条－第26条）
附則


**第１章**　総務部関係

（退職勧奨の記録に関する規則の一部改正）

**第１条**　退職勧奨の記録に関する規則（昭和61年北海道規則第29号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第３号中「、給料月額」を削る。

別記様式中

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 氏　　名 | | 生年月日 | 年　月　日 |
| | 〔男・女〕 | | （　歳） |
| 所属・職名 | | 採用年月日 | 年　月　日 |
| 給料月額 | 円（職級　号俸） | 退職年月日 | 年　月　日 |
| 退職勧奨年月日 | 年　月　日 | 勤続期間 | 年　月 |
| | | 職員の応諾年月日 | 年　月　日 |

」を

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 氏　　名 | | 生年月日 | 年　月　日（　歳） |
| 所属・職名 | | 勤続期間 | 年　月 |
| 採用年月日 | 年　月　日 | 退職年月日 | 年　月　日 |
| 退職勧奨年月日 | 年　月　日 | 職員の応諾年月日 | 年　月　日 |

」に、

「,氏名及び印」を「及び氏名」に改め、「㊞」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（恩給給与細則の一部改正）

**第２条**　恩給給与細則（大正13年北海道庁令第55号）の一部を次のように改正する。

第１条に次の１項を加える。

３　第１項ノ規定ニ依ル差出ハ予メ定ムル電子メールアドレスニ電子メールヲ送信スル方法ニ依リ為スコトヲ得

第４条に次の１項を加える。

２　前項ノ規定ニ依ル差出ハ予メ定ムル電子メールアドレスニ電子メールヲ送信スル方法ニ依リ為スコトヲ得

第７条に次の１項を加える。

２　前項ノ規定ニ依ル差出ハ予メ定ムル電子メールアドレスニ電子メールヲ送信スル方法ニ依リ為スコトヲ得

第８条に次の１項を加える。

３　前２項ノ申立書ハ其ノ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ヲ謂フ）ヲ予メ定ムル電子メールアドレスニ電子メールニ依リ送信シテ差出スコトヲ得

第９条に次の１項を加える。

２　前項ノ規定ニ依ル届出ハ予メ定ムル電子メールアドレスニ電子メールヲ送信スル方法ニ依リ為スコトヲ得

（北海道恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部改正）

**第３条**　北海道恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則（昭和32年北海道規則第107号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１項を加える。

２　前項の規定による通知は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

附則第７項中「附則第４項」を「附則第５項」に改め、同項を附則第８項とする。

附則第６項中「附則第４項」を「附則第５項」に改め、同項を附則第７項とする。

附則中第５項を第６項とし、第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

４　前２項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

**第２章**　総合政策部関係

（港湾法施行細則の一部改正）

**第４条**　港湾法施行細則（昭和28年北海道規則第40号）の一部を次のように改正する。

本則に次の１条を加える。

（電子メールによる提出）

**第６条**　この規則に規定する協議書、届出書その他の書類（以下「協議書等」という。）は、当該協議書等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。この場合においては、前条の規定は、適用しない。

**第３章**　環境生活部関係

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

**第５条**　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年北海道規則第58号）の一部を次のように改正する。

別記第２号様式中「㊞」を削り、同様式末尾注１の事項を削り、同様式末尾注２の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同様式末尾注の事項とする。

別記第３号様式（裏面）の注中８の事項を削り、９の事項を８の事項とする。

別記第３号様式の２中「㊞」を削り、同様式末尾注１の事項を削り、同様式末尾注２の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同様式末尾注の事項とする。

別記第３号様式の３（表面）中「㊞」を削り、同様式（裏面）の注８の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第３号様式の４（表面）中「㊞」を削り、同様式（裏面）の注８の事項を削り、同様式（裏面）の注９の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同様式（裏面）の注８の事項とする。

別記第３号様式の５中「㊞」を削り、「注１　氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。」を「注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。」に改め、

同様式別紙中

「

| 印 | 職　　業 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

を

「

| 職　　業 |
|---|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

に改め、同様式

| | |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |

」　　」

別紙末尾欄外注２の事項を削り、同様式別紙末尾欄外注３の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同様式別紙末尾欄外注２の事項とする。

別記第４号様式の３中「㊞」を削り、同様式末尾注２の事項を削り、同様式末尾注３の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同様式末尾注２の事項とする。

別記第４号様式の４中「㊞」を削り、同様式末尾注３の事項を削り、同様式末尾注４の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同様式末尾注３の事項とする。

別記第４号様式の５中「㊞」を削り、同様式末尾注１の事項を削り、同様式末尾注２の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同様式末尾注の事項とする。

別記第４号様式の６中「㊞」を削り、同様式別紙末尾欄外注11の事項を削り、同様式別紙末尾欄外注12の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同様式別紙末尾欄外注11の事項とする。

別記第５号様式中「㊞」を削り、同様式末尾注１の事項を削り、同様式末尾注２の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同様式末尾注の事項とする。

別記第６号様式中「㊞」を削り、同様式末尾注２の事項を削り、同様式末尾注３の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同様式末尾注２の事項とする。

別記第７号様式中「㊞」を削り、同様式末尾注２の事項を削り、同様式末尾注３の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同事項を同様式末尾注２の事項とする。

別記第17号様式（表面）中「㊞」を削り、同様式（裏面）中

「
３　氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
４　⑴及び⑵については、変更がある場合のみ必要事項を記入し、変更がない場合は、記入しないこと。
５　⑴は、該当項目の□にレ印を付し、該当番号を○で囲むこと。
６　⑵は、該当番号を○で囲むこと。
７　※印欄には、記載しないこと。
」

を

「
３　⑴及び⑵については、変更がある場合のみ必要事項を記入し、変更がない場合は、記入しないこと。
４　⑴は、該当項目の□にレ印を付し、該当番号を○で囲むこと。
５　⑵は、該当番号を○で囲むこと。
６　※印欄には、記載しないこと。
」

に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第19号様式及び別記第20号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

**第４章**　保健福祉部関係

（災害救助法施行細則の一部改正）

**第６条**　災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

第８条中「記名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

別記第１号様式から別記第３号様式まで及び別記第６号様式から別記第８号様式までの規定中「㊞」を削る。

別記第９号様式中「印」を削る。

（死体解剖保存法施行細則の一部改正）

**第７条**　死体解剖保存法施行細則（昭和25年北海道規則第138号）の一部を次のように改正する。

別記第１号様式から別記第３号様式までの規定中「㊞」を削る。

（柔道整復師法施行細則の一部改正）

**第８条**　柔道整復師法施行細則（昭和47年北海道規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記第１号様式、別記第２号様式及び別記第４号様式中「㊞」を削る。

（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部改正）

**第９条**　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（昭和47年北海道規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記第１号様式から別記第４号様式までの規定中「㊞」を削る。

（北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例施行規則の一部改正）

**第10条**　北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例施行規則（令和３年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

別記第２号様式中「印」を削る。

別記第４号様式中　「氏名　　印
住所　　を
氏名　　印」
「氏名
住所　　に改める。

氏名　　」

別記第７号様式中「印」を削る。

（北海道保健所条例施行規則の一部改正）

**第11条**　北海道保健所条例施行規則（昭和63年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。

第５条に次の１項を加える。

３　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

（狂犬病予防法施行細則の一部改正）

**第12条**　狂犬病予防法施行細則（昭和45年北海道規則第32号）の一部を次のように改正する。

別記第４号様式中「㊞」を削る。

（墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部改正）

**第13条**　墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和59年北海道規則第100号）の一部を次のように改正する。

別記第６号様式中「印」を削る。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正）

**第14条**　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年北海道規則第70号）の一部を次のように改正する。

第７条に次の１項を加える。

２　前項に規定する申請書は、当該申請書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第８条に次の１項を加える。

２　前項に規定する変更届は、当該変更届に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第９条に次の１項を加える。

２　前項に規定する申出書は、当該申出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第10条第４項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削る。

（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する規則の一部改正）

**第15条**　児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する規則（平成18年北海道規則第134号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１項を加える。

２　前項に規定する申請書は、当該申請書に係る電磁的記録（電子式方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第３条の２に次の１項を加える。

２　前項に規定する申請書は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第４条に次の１項を加える。

３　前２項に規定する届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第６条に次の１項を加える。

２　前項に規定する届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第８条に次の１項を加える。

２　前項に規定する届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第９条に次の１項を加える。

２　前項に規定する届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

（北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則の一部改正）

**第16条**　北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則（平成５年北海道規則第25号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１項を加える。

３　第１項の申請書又は前項の書類（同項第２号又は第３号に掲げるものに限る。）は、当該申請書又は当該書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第６条中「第11条」を「第11条第１項及び第２項」に、「及び」を「並びに」に改め、同条に次の１項を加える。

２　前項の規定による書類（同項第３号及び第４号に定めるものを除く。）の提出は、当該書類に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

第11条に次の１項を加える。

３　前２項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第13条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定による申請は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第14条中第３項を第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定による申請は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第１号様式、別記第１号様式の２、別記第６号様式、別記第11号様式及び別記第13号様式から別記第16号様式までの規定中「㊞」を削る。

（結核児童の療育に関する費用の徴収規則の一部改正）

**第17条**　結核児童の療育に関する費用の徴収規則（昭和35年北海道規則第114号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の１項を加える。

３　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

**第５章**　農政部関係

（北海道地方競馬きゅう舎等管理規則の一部改正）

**第18条**　北海道地方競馬きゅう舎等管理規則（昭和49年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第４条中第３項を第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第13条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

（北海道有補償財産の譲与に関する条例施行規則の一部改正）

**第19条**　北海道有補償財産の譲与に関する条例施行規則（昭和39年北海道規則第90号）の一部を次のように改正する。

第２条中第３項を第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第４条に次の１項を加える。

３　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第６条第２項中「第２条第２項及び同条第３項」を「第２条第３項及び第４項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第７条に次の１項を加える。

２　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

（北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則の一部改正）

**第20条**　北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則（昭和48年北海道規則第41号）の一部を次のように改正する。

第４条に次の１項を加える。

２　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行わせることができる。

第５条に次の１項を加える。

２　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行わせることができる。

第７条に次の１項を加える。

２　前項の申請書は、当該申請書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第９条に次の１項を加える。

３　前項の申請書は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第10条中第３項を第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行わせることができる。

第12条に次の１項を加える。

３　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行わせることができる。

第14条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行わせることができる。

第14条に次の１項を加える。

４　前項の申請書は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第15条に次の１項を加える。

２　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行わせることができる。

第18条に次の１項を加える。

３　第１項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行わせることができる。

第19条に次の１項を加える。

２　前項の規定による報告は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

（農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行細則の一部改正）

**第21条**　農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行細則（令和元年北海道規則第36号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「別記第１号様式」の次に「の農業用ため池の届出書」を加え、同条第２項中「別記第２号様式」の次に「の農業用ため池の変更届出書」を加え、同条第３項中「別記第３号様式」の次に「の農業用ため池の廃止届出書」を加え、同条に次の１項を加える。

４　前３項に規定する届出書は、当該届出書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第４条中「別記第４号様式」の次に「の特定農業用ため池の指定申出書」を加え、同条に次の１項を加える。

２　前項に規定する申出書は、当該申出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第５条中「別記第５号様式」の次に「の特定農業用ため池についての行為許可申請（協議）書」を加え、同条に次の１項を加える。

２　前項に規定する申請（協議）書は、当該申請（協議）書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第６条中「別記第６号様式」の次に「の特定農業用ため池の防災工事に関する計画書」を加え、同条に次の１項を加える。

２　前項に規定する計画書は、当該計画書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第７条中「別記第７号様式」の次に「の特定農業用ため池の施設管理権の設定に関する裁定申請書」を加え、同条に次の１項を加える。

２　前項に規定する申請書は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第８条中「別記第８号様式」の次に「の特定農業用ため池に係る施設管理権の設定についての異議申出書」を加え、同条に次の１項を加える。

２　前項に規定する申出書は、当該申出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第９条中「別記第９号様式」の次に「の特定農業用ため池の施設管理権の存続期間の延長に関する裁定申請書」を加え、同条に次の１項を加える。

２　前項に規定する申請書は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

**第６章**　水産林務部関係

（漁港漁場整備法施行細則の一部改正）

**第22条**　漁港漁場整備法施行細則（昭和48年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１項を加える。

３　第１項の申請書（平面図を除く。）は、当該申請書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第３条に次の１項を加える。

３　第１項の申請書（添付書類を除く。）は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第３条の２第３項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」を削る。

第４条に次の１項を加える。

４　第１項の申請書（添付書類を除く。）は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第10条に次の１項を加える。

４　第１項の協議書（添付書類を除く。）は、当該協議書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

（林業種苗法施行細則の一部改正）

**第23条**　林業種苗法施行細則（昭和46年北海道規則第７号）の一部を次のように改正する。

別記第４号様式中「印」を削る。

**第７章**　建設部関係

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部改正）

**第24条**　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和45年北海道規則第54号）の一部を次のように改正する。

第10条第２項中「（第７条及び第８条の規定に基づく届出を除く。）」を削る。

（都市計画法施行細則の一部改正）

**第25条**　都市計画法施行細則（昭和45年北海道規則第82号）の一部を次のように改正する。

第４条に次の１項を加える。

２　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第20条に次の１項を加える。

２　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第21条に次の１項を加える。

２　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記第１号様式、別記第17号様式及び別記第18号様式中「印」を削る。

（建築士法施行細則の一部改正）

**第26条**　建築士法施行細則（昭和25年北海道規則第257号）の一部を次のように改正する。

第13条の２に次の１項を加える。

３　申請書等（第１項の申請書及び前項の添付書類をいう。）は、当該申請書等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第13条の３に次の１項を加える。

２　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第13条の４に次の１項を加える。

３　申請書等（第１項の申請書及び前項の添付書類をいう。）は、当該申請書等に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第13条の５に次の１項を加える。

３　前２項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第13条の６に次の１項を加える。

３　前２項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第13条の７第３項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第13条の10第２項において同じ。）」を削り、同項第１号を次のように改める。

⑴　あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法

第13条の８に次の１項を加える。

２　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第13条の９に次の１項を加える。

２　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第13条の10第２項第１号を次のように改める。

⑴　あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法

第17条の２第１項中「と申込み」を「（入出力装置を含む。次項において同じ。）と申込み」に改める。

第19条に次の１項を加える。

２　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第19条の２に次の１項を加える。

３　申請書等（第１項の申請書及び前項の添付書類をいう。）は、当該申請書等に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第19条の３に次の１項を加える。

２　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第19条の４に次の１項を加える。

３　申請書等（第１項の申請書及び前項の添付書類をいう。）は、当該申請書等に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第19条の５に次の１項を加える。

２　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第19条の６に次の１項を加える。

３　前２項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第19条の７に次の１項を加える。

３　前２項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第19条の９に次の１項を加える。

２　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第20条を削り、第21条を第20条とし、第22条を第21条とし、第23条を削る。

別記第７号様式中「第21条」を「第20条」に改める。

別記第８号様式中「第22条」を「第21条」に改める。

**附　則**

（施行期日）

１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

（北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

３　北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第２北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則（平成５年北海道規則第25号）の項中「第６条（同条第６号」を「第６条第１項（同項第６号」に改める。